

立地促進事業に係る事業確認実施要領

(目的)

第1条 この要領は、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）第2条に規定する立地促進事業について、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定及び産業立地促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき行う事業の確認その他条例の施行事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2条 条例第2条第3号に規定する本社機能立地事業は、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 三大都市圏（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、既成都市区域（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域をいう。以下同じ。）又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる区域をいう。）をその区域に含む都道府県の区域、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域又は県内に本社機能（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1号イからへまでに掲げる部門が担う機能をいう。）の全部又は一部を担う事業所（以下「本社事業所」という。）がある者が次のいずれかを行うこと。

ア 県内に本社事業所を移転すること（県内の既成都市区域外から県内の既成都市区域内へ移転する場合を除く。）。

イ 県内で本社事業所を新增設すること（県内の既成都市区域外に本社事業所がある者が県内で既成都市区域内に新增設する場合を除く。）。

(2) 本社事業所が国内にない外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。）又は外資系企業（我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。）が前号ア、イのいずれかを行うこと。

2 条例第2条第4号に規定する試験研究施設立地事業は、次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 立地促進事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に支出をした額のうち、試験研究の用に供する資産を取得するために支出をした額の割合が、5分の1以上であること。

イ 立地促進事業に係る施設のうち、試験研究の用に供する部分の床面積が当該施設の床面積の5分の1以上であること。

(2) 立地促進事業を行う法人の事業年度終了の日（不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとする場合にあっては立地促進事業を開始する日とし、補助金の交付を受けようとする場合にあっては交付申請の日とする。）において、当該立地促進事業に係る施設において試験研究に従事する従業員の数が当該立地促進事業に従事する従業員の数の5分の1以上であること。

(立地促進事業の確認申請)

第3条 規則第10条第1項及び要綱第2条の確認を受けようとする者は立地促進事業確認申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、次に掲げる書面を添えて知事に申請するものとする。

ア) 登記簿謄本（写）（個人事業主の場合は住民票（写））

イ) 定款、又は寄付行為（写）

ウ) 土地売買（賃借）契約書等の写し（協定書等、これに準ずるものを含む）

エ) 施設図面等、施設の概要が分かるもの

オ) 取扱商品、サービスの内容が確認できるもの（会社概要、商品カタログなど）

カ) 外国企業及び外資系企業については、当該企業であることを証明できる書面

キ) 新展開事業を行う場合にあっては、旧事業の内容及び新事業の内容が確認できる書面

ク) 申請者が第4条第1号に規定する暴力団等に該当しない旨等記載した誓約書（様式第2号）

ケ) その他事業の確認に必要な書面

2 建物及び設備等をリース・賃貸する事業者（以下「リース事業者等」という。）については、当該建物及び設備等をリース・賃借する事業者（以下「リース先事業者等」という。）が行う立地促進事業をリース先事業者等と一体となって行うと認められる場合（リース事業者等がリース先事業者等の注文に応じた建物及び設備等をリース・賃貸し、リース先事業者等が操業を開始した後も当該建物及び設備等の維持管理等のメンテナンス業務を継続して実施する場合など）に限り、前項の申請をすることができるものとする。

3 第1項に規定する申請書は、当該立地促進事業を行う事業所の所在地をその区域に含む県内の市町の市町長を経由して知事に提出するものとする。

4 第1項に規定する申請者のうち、条例第7条第2項、規則第5条第1項第4号ア、同第7条第2項第3号ア及び要綱別表に規定する期限までに事業を開始又は建設若しくは改修工事に着手できないことに災害等やむを得ない理由があるときは、速やかに当該理由を記載した書類を作成し、知事に期限の延長を申請することができる。

(立地促進事業確認結果通知書の交付)

第4条 知事は、前条第1項の確認申請書を受理したときは、速やかに当該立地促進事業確認申請書の記載内容及び添付書面の内容を審査し、適格と認められる場合は立地促進事業確認結果通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。なお、審査にあたっては、当該事業が次の要件に該当するかを確認するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者が行う事業、宗教活動や政治活動を目的とした団体が行う事業、その他知事が適当でないと認める事業でないこと。
- (2) 新展開事業が要件に定められている支援措置を受けようとする場合にあっては、新展開事業を行うものであること。

(法人以外の申請者に適用する支援措置及び要件)

第5条 第3条に規定する確認申請を行った者が次の各号に該当する場合、当該申請者に適用する支援措置及び要件については、規則及び要綱においてそれぞれ当該各号に定める区分のものを準用する。

- (1) 共同事業体(複数の法人又は個人で構成される団体をいう。) 大企業者
- (2) 個人 中小企業者

(立地促進事業施設の定義)

第6条 規則第7条に規定する立地促進事業施設について、職員宿舍や従業員用駐車場等の福利厚生施設(立地促進事業の遂行に不可欠な最小限のものを除く。)及び来客用駐車場(無償かつ立地促進事業の遂行上必要と認められるものを除く。)など立地促進事業の用に供されていない部分はこれに含めないものとする。

(地位の継承)

第7条 第4条の規定により立地促進事業確認結果通知書の交付を受けた者が、合併、譲渡、相続等その他の事由により支援措置が終了するまでの間に、対象施設の継承を行ったときは、当該地位継承者に対して支援措置を行うものとする。ただし、当該地位継承者が受けられる本制度による対象施設に係る支援措置は、継承前になされた対象施設に係る支援措置内容と合わせて当初決定した支援措置内容の範囲内とする。

2 前項の地位継承者は、対象施設地位継承届(様式第4号)を継承の日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(事業税の不均一課税に係る立地促進事業の確認)

第8条 地域産業立地課長及び国際課長は、県税事務所長から規則第5条に規定する法人事業税の不均一課税の対象となる事業及び同第6条に規定する従業者数の確認を要請された場合は、遅滞なく当該事業及び従業者数を確認のうえ、当該法人事業税の不均一課税の適用範囲を明示した書類を県税事務所長に送付するものとする。

(立地促進事業施設の確認)

第9条 地域産業立地課長及び国際課長は、県税事務所長から立地促進事業施設の確認を要請された場合は、遅滞なく当該施設を確認のうえ、立地促進事業施設の範囲を明示した書類を県税事務所長に送付するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から実施する。